

京都市敬老乗車証条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年7月24日

京都市長 松井孝治

京都市規則第17号

京都市敬老乗車証条例施行規則の一部を改正する規則

京都市敬老乗車証条例施行規則の一部を次のように改正する。

「  
別表共通券の項中 

250円券11枚つづり	2,500
-------------	-------

 を  
」

「  

250円券11枚つづり	2,500
270円券11枚つづり	2,700

 に改める。  
」

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)